

## 第2節 生活環境



微小粒子状物質（PM2.5）成分の測定



## 第2節 生活環境

### 1. 生活環境の概況

#### (1) 公害防除施設整備事業の実績

##### ア. 補助金

昭和46年度から中小規模事業者の実施する公害防除施設整備事業の事業費の20%、限度額100万円の補助を実施してきた。さらに、昭和52年度からは、要綱の一部改正により、3か年措置として、特別に農地還元施設について事業費の40%、限度額40万円の補助を実施した。(農地還元施設への補助は平成16年度で終了。)

また、昭和55年11月1日から昭和56年6月30日までの間、総量規制に伴う汚濁負荷量の測定機器整備についても補助を実施した。

なお、平成22年度からは、補助金額の見直しにより、事業費の20%、限度額50万円の補助を実施している。

補助金交付実績内容は表1のとおりである。

##### イ. 愛知県公害防除施設整備資金融資実績(豊橋市内分)

県融資実績のうち、豊橋市内の関係分は、表2のとおりである。ただし、平成16年度からは愛知県環境対策資金融資に改めて実施している。

(表1) 豊橋市公害防除施設等整備費補助金実績一覧表

(単位:千円)

年度	件数	金額	ばい煙・粉じん		汚水		騒音・振動		悪臭		農地還元施設		計測機器	
			件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
46 ～ 18	426	283,075	41	30,692	99	79,864	44	24,593	6	2,831	198	135,995	38	9,100
19	0	0												
20	0	0												
21	1	900			1	900								
22	0	0												
23	0	0												
24	0	0												
25	0	0												
26	0	0												
27	0	0												
28	0	0												
計	427	283,975	41	30,692	100	80,764	44	24,593	6	2,831	198	135,995	38	9,100

(表2) 愛知県公害防除施設設備資金融資実績(豊橋市内分) ※平成16年度以降は、愛知県対策資金融資 (単位:千円)

年度	件数	金額	ばい煙・粉じん		汚水		騒音・振動		悪臭		産業廃棄物		移転等		最新排出ガス規制適合車		
			件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	台数	金額		
46 ～ 18	446	5,756,970	81	915,400	123	1,742,360	21	324,110	6	58,400	38	668,900	84	1,210,100	93	130	837,700
19	0	0															
20	0	0															
21	0	0															
22	1	10,000	1	10,000													
23	0	0															
24	0	0															
25	0	0															
26	0	0															
27	0	0															
28	0	0															
計	447	5,766,970	82	925,400	123	1,742,360	21	324,110	6	58,400	38	668,900	84	1,210,100	93	130	837,700

## (2) 公害防止管理者等

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律により特定工場には、公害防止統括者、公害防止管理者及びこれらの代理者の選任届出が義務づけられている。

公害発生施設と公害防止管理者の届出状況

(平成29年3月31日現在)

区 分		人数 (選任工場数)		左記の代理者 (選任工場数)		
公 害 防 止 統 括 者		48	(48)	46	(46)	
公 害 防 止 主 任 管 理 者		1	(1)	1	(1)	
公 害 防 止 管 理 者	大 気 関 係	第 1 種	7	(1)	9	(1)
		第 2 種	2	(0)	1	(0)
		第 3 種	7	(7)	6	(6)
		第 4 種	8	(15)	6	(15)
	水 質 関 係	第 1 種	3	(1)	7	(1)
		第 2 種	9	(10)	6	(10)
		第 3 種	0	(0)	0	(0)
		第 4 種	6	(5)	5	(5)
	一 般 粉 じ ん 関 係		13	(13)	12	(12)
	騒 音 関 係		19	(19)	12	(12)
	振 動 関 係		20	(20)	13	(13)
	ダ イ オ キ シ ン 類 関 係		3	(3)	2	(2)

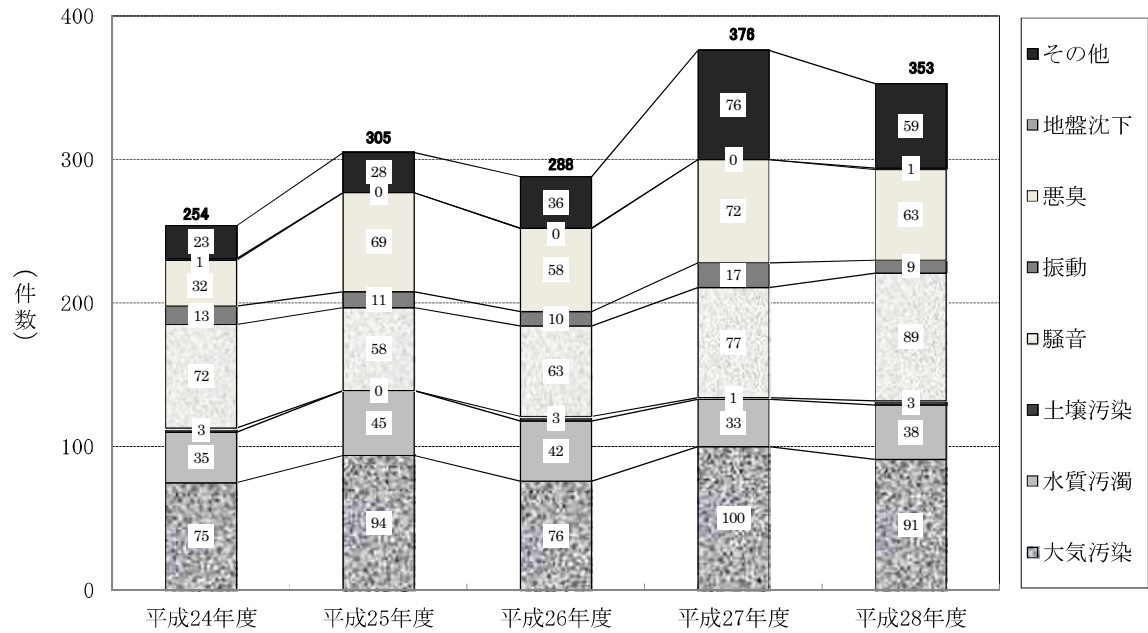
## (3) 公害に関する苦情の現状

平成28年度の公害苦情種類別件数は353件であり、内訳としては大気汚染が最も多く（91件）、続いて騒音（89件）、悪臭（63件）、不法投棄（52件）の順となっている。

また、発生源別・用途地域別件数は307件（※）で、発生源別にみると建設業が44件（14.3%）、家庭生活が43件（14.0%）、製造業が39件（12.7%）、サービス業が33件（10.7%）の順で多く、用途地域別にみると市街化調整区域が158件（51.5%）と圧倒的に多く、続いて住居系地域が76件（24.8%）となっている。

※発生源別・用途地域別件数は、公害苦情種類別件数（1件に対して2種類以上の苦情の場合がある）とは件数が異なる。

公害苦情種類別件数の推移（平成24年度～28年度）



「その他」の内訳

(単位：件数)

年度 区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
光害・日照	0	0	0	0	0
不法投棄	10	16	25	60	52
ふん・尿の害	0	0	0	0	1
害虫等の発生	0	1	2	1	0
その他	13	11	9	15	6
計	23	28	36	76	59

## 2. 大 気 環 境

### (1)大気環境調査結果の概要

本市は、大気汚染防止法及び県民の生活環境の保全等に関する条例の規定に基づき、関係工場・事業場の監視・指導及び大気汚染の常時監視を実施している。

市内における大気汚染常時監視は、一般環境大気測定局(一般局)6局と自動車排出ガス測定局(自排局)1局の計7測定局で実施している。

監視を行った結果、光化学オキシダント全5測定局の結果を除き、環境基準を達成しており、経年変化は、概ね横ばいで推移していた。

また、市内3地点で有害大気汚染物質モニタリング調査を実施し、環境基準が定められている4物質(ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタン)については、3地点とも全て環境基準を達成した。

大気汚染常時監視に係る環境基準の達成状況(平成28年度)

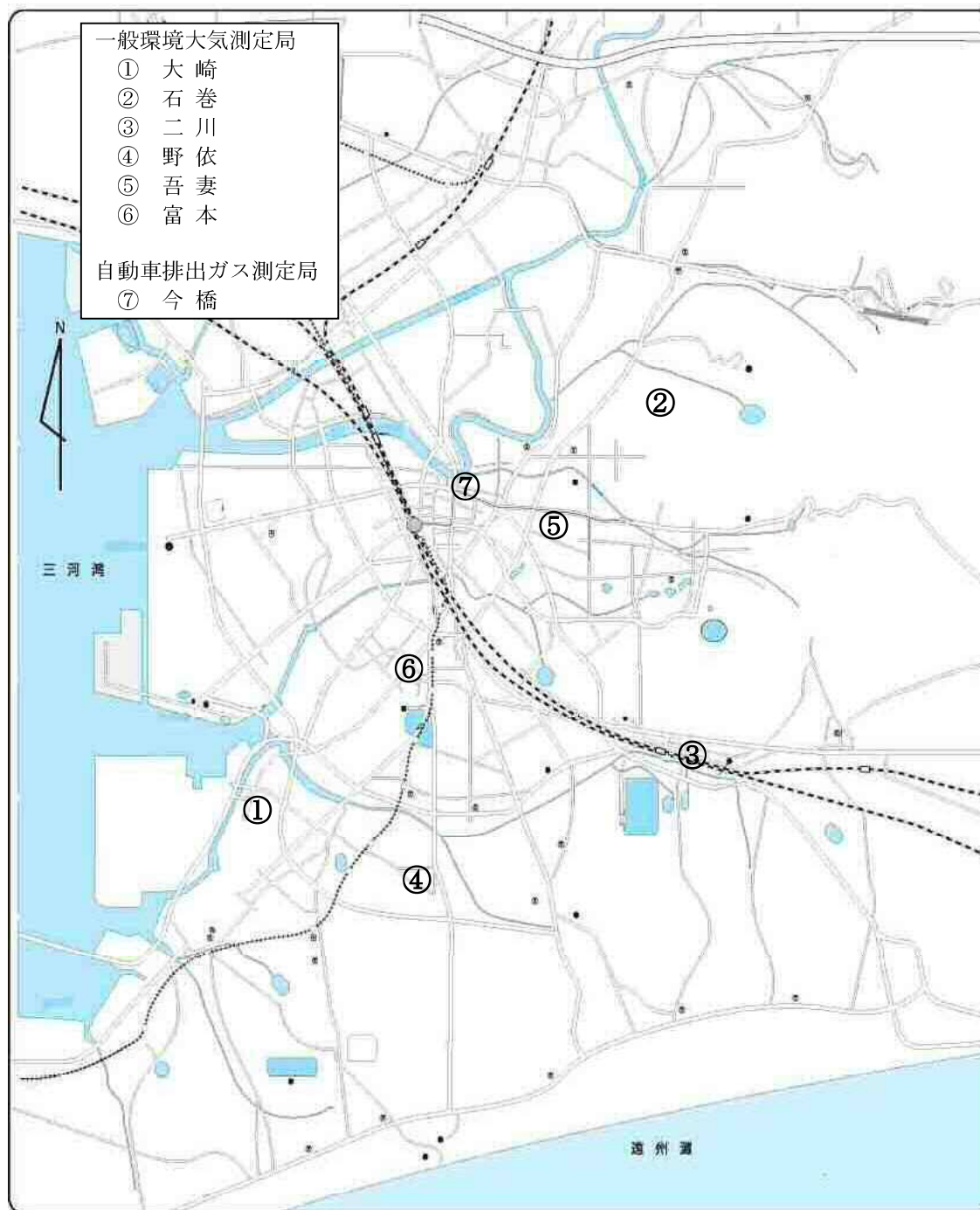
[○:達成 ×:未達成]

測定局	所在地	設置場所	測定項目						採取口の 高さ	
			二酸化硫黄	二酸化窒素	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	微小粒子状物質		
一般局	大崎	大崎町字柿ノ木 16	大崎校区市民館2階	○	○		○		○	3~9m
	石巻	石巻町字西浦 16	石巻校区市民館2階	○	○		○	×		9m
	二川	大岩町字東郷内 111-1	二川地区市民館1階		○		○	×	○	3~4m
	野依	野依町字諏訪 149-1	野依校区市民館1階		○		○	×	○	3m
	吾妻	吾妻町 84-1	吾妻公園内				○	×	○	2~5m
	富本	富本町字国隠 20-8	県環境調査センター 東三河支所2階	○			○	×		5m
自排局	今橋	今橋町1	市役所車庫棟3階	○	○	○	○		○	8~17m
計				4	5	1	7	5	5	

(注)一般局:一般環境大気測定局は、一般環境大気の汚染状況を常時監視する測定局

(注)自排局:自動車排出ガス測定局は、自動車排出ガスによる大気環境の汚染状況を常時監視する測定局

大気汚染常時監視に係る測定局配置図



## (2) 大気汚染常時監視結果

### ア. 二酸化硫黄(SO<sub>2</sub>)

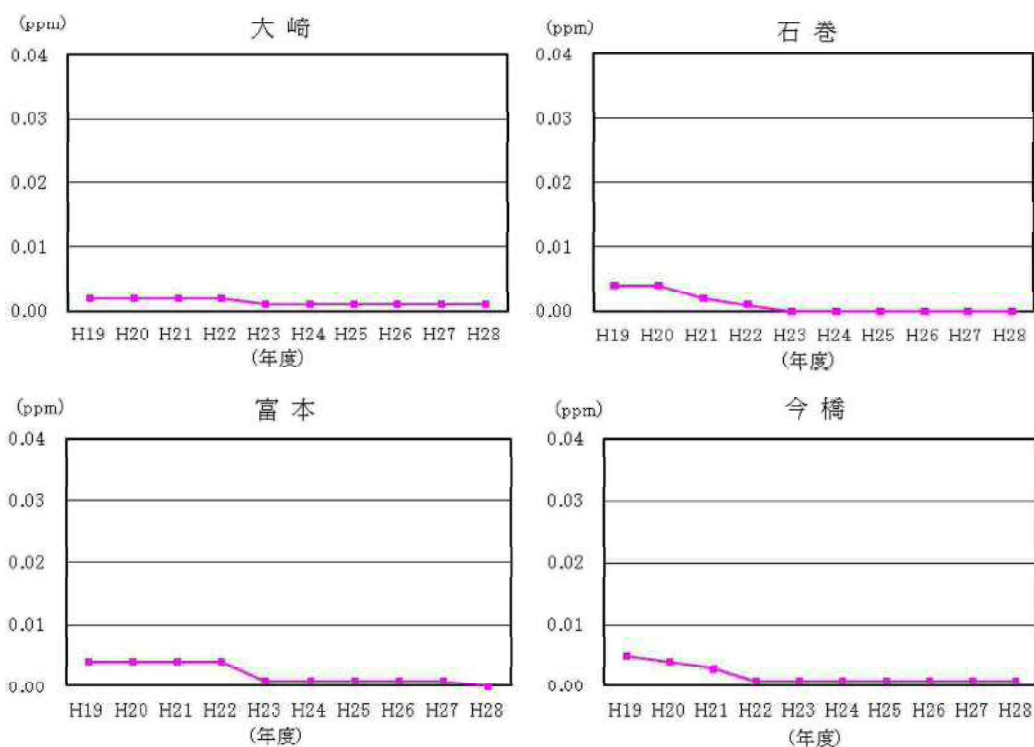
二酸化硫黄は重油など硫黄分を含む燃料が燃焼するときに発生する硫黄酸化物の主成分である。無色の刺激性の気体で水に溶けやすく、高濃度のときは眼の粘膜に刺激を与えるとともに、呼吸機能に影響を及ぼし、金属を腐食させたり、植物を枯らしたりするといわれている。

環境基準については、全ての測定局で達成しており、各局の年平均値の経年変化は、ほぼ横ばいであった。

二酸化硫黄(SO<sub>2</sub>)の測定結果(平成28年度)

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	環境基準の達成状況	前年度年平均値
	(日)						
大崎	362	8,666	0.001	0.014	0.002	○	0.001
石巻	363	8,663	0.000	0.004	0.001	○	0.000
富本	337	8,081	0.000	0.009	0.001	○	0.001
今橋	359	8,626	0.001	0.095	0.002	○	0.001

二酸化硫黄濃度の経年変化



### イ. 二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)

二酸化窒素は燃焼時の高温下で空気中の窒素と酸素が化合することによるほか、窒素分を含む有機物が燃焼するときにも発生する。発生源は工場・自動車等多岐にわたっている。赤褐色の刺激臭の気体であり、高濃度のときは眼・鼻等を刺激するとともに、健康に影響を及ぼすといわれている。

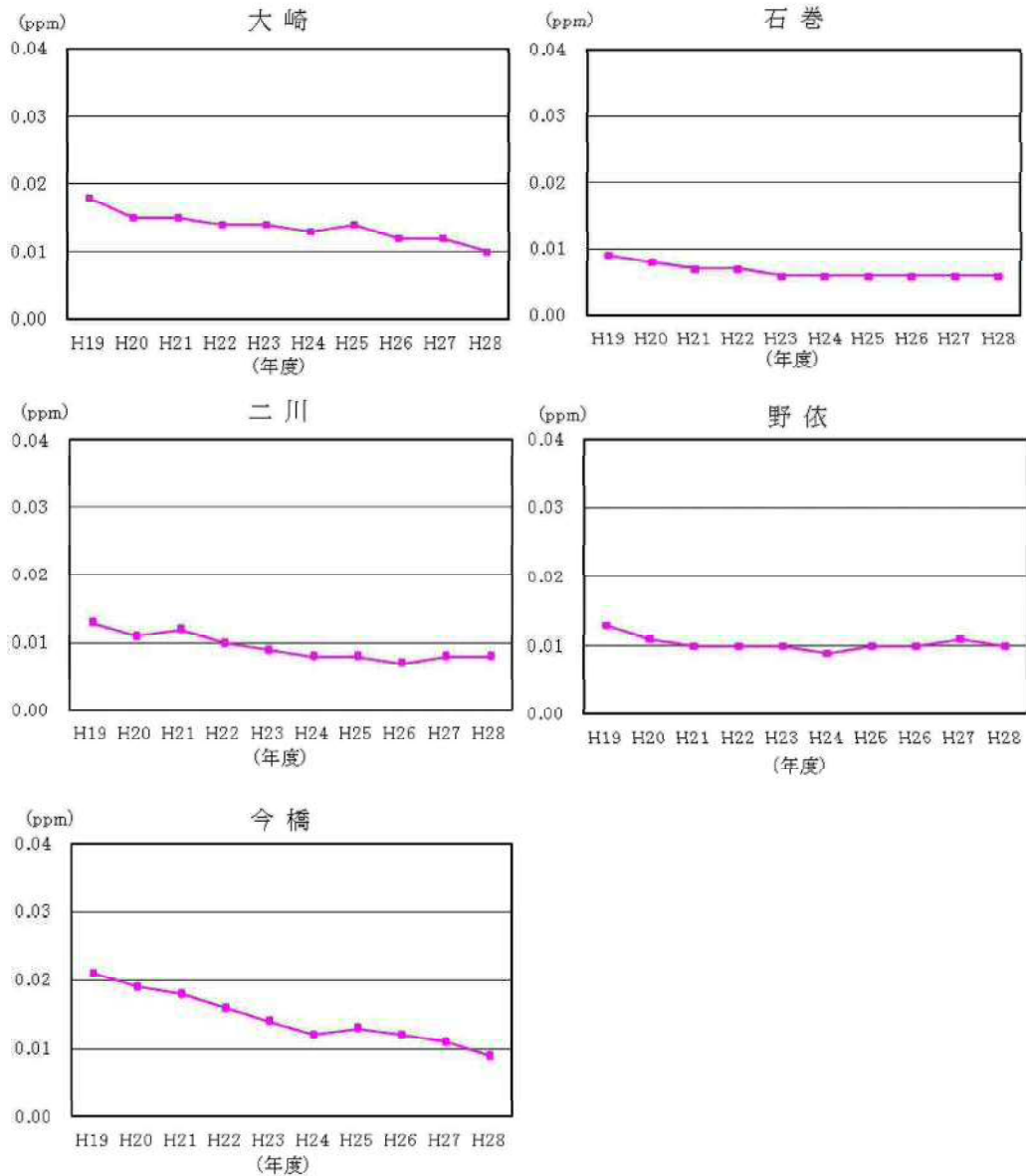
環境基準については、全ての測定局で達成しており、各局の年平均値の経年変化は、ほぼ横ばいであった。



二酸化窒素(NO<sub>2</sub>) の測定結果(平成 28 年度)

測定局	有効測定 日数	測定時間	年平均値	日平均値の 年間98%値	環境基準の 達成状況	前年度 年平均値
	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)	達成○・非達成×	(ppm)
大崎	364	8,689	0.010	0.026	○	0.012
石巻	360	8,583	0.006	0.016	○	0.006
二川	358	8,578	0.008	0.021	○	0.008
野依	362	8,645	0.010	0.023	○	0.011
今橋	357	8,584	0.009	0.022	○	0.011

二酸化窒素濃度の経年変化



ウ. 一酸化炭素(CO)

一酸化炭素は無味、無臭、無色、無刺激の気体で、有機物が不完全燃焼したときに発生するものである。発生源は自動車によるものが最も多く、その他、石油ストーブ、ガスコンロ等からも発生し、人体への影響は、呼吸器から体内に入り、血液中のヘモグロビン酸素運搬機能を阻害するため、高濃度のときは、酸素欠乏症の諸症状である頭痛、めまい、意識障害を起こすといわれている。

環境基準については、達成しており、年平均値の経年変化は、ほぼ横ばいであった。

一酸化炭素(CO) の測定結果(平成 28 年度)

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	環境基準の達成状況	前年度年平均値
	(日)						
今 橋	355	8,489	0.2	1.3	0.4	○	0.3

エ. 浮遊粒子状物質(SPM)

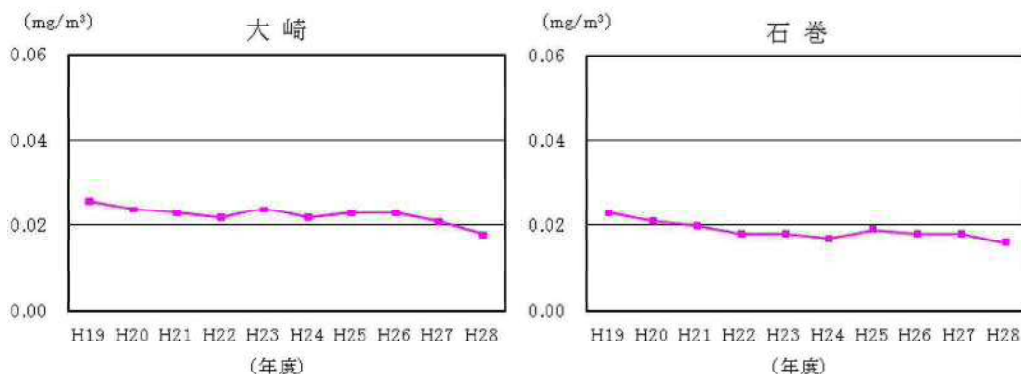
浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が  $10\mu\text{m} = (10 / 1,000)\text{mm}$  以下のものをいう。発生源は、工場、自動車等人為由来のものほか、土壌の舞い上がり等自然由来のもの、燃焼等に伴い排出された物質から大気中で生成する二次粒子等がある。この粒子は、沈降速度が小さいため、大気中に比較的長時間滞留し高濃度のときは呼吸器等に影響を与えるといわれている。

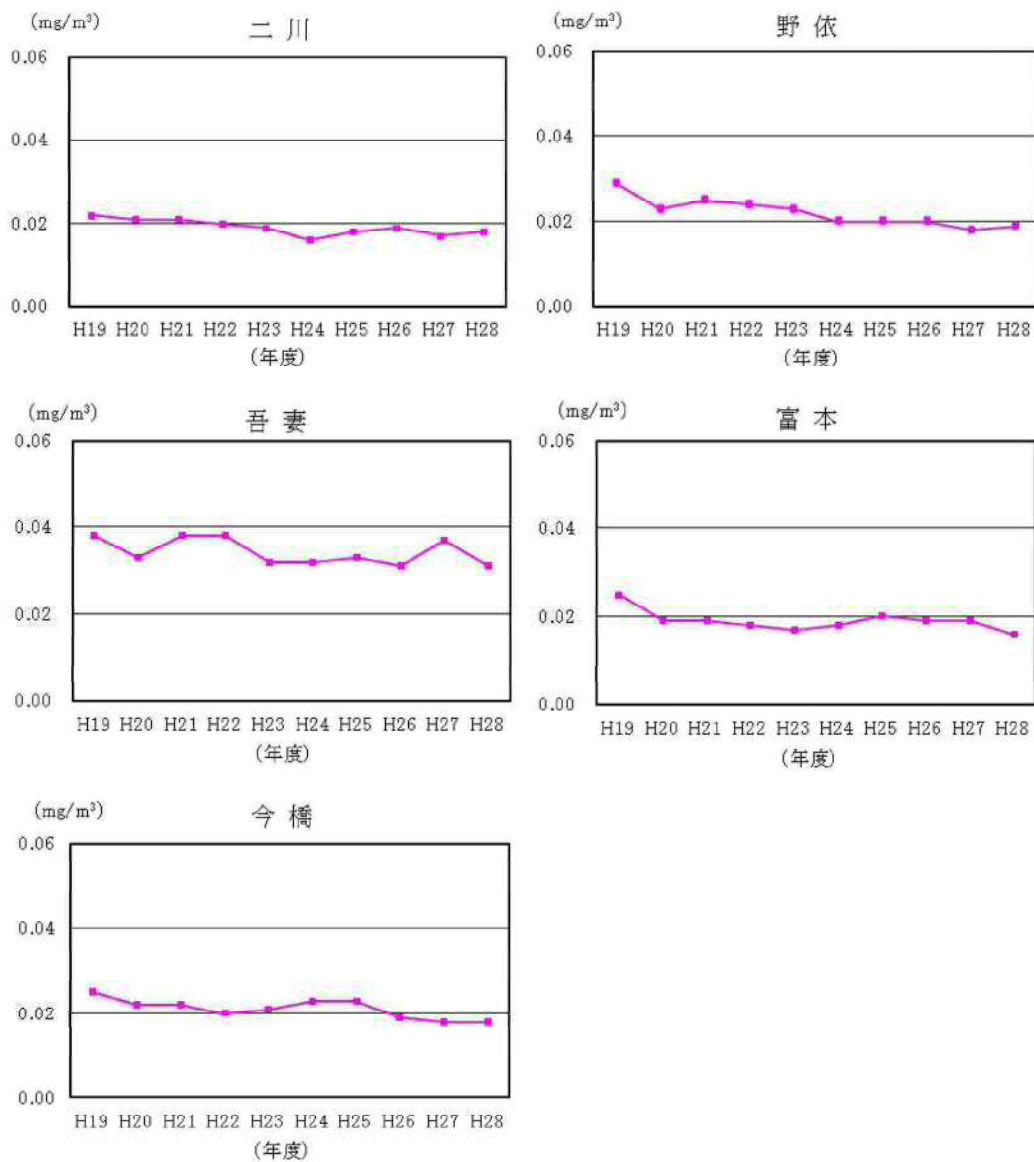
環境基準については、全ての測定局で達成しており、各局の年平均値の経年変化は、ほぼ横ばいであった。

浮遊粒子状物質(SPM) の測定結果(平成 28 年度)

測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	環境基準の達成状況	前年度年平均値
	(日)						
大 崎	363	8,708	0.018	0.183	0.043	○	0.021
石 巻	363	8,697	0.016	0.243	0.036	○	0.018
二 川	362	8,693	0.018	0.219	0.048	○	0.017
野 依	362	8,693	0.019	0.216	0.046	○	0.018
吾 妻	259	6,443	0.031	0.196	0.060	○	0.037
富 本	363	8,702	0.016	0.121	0.038	○	0.019
今 橋	356	8,590	0.018	0.127	0.045	○	0.018

浮遊粒子状物質濃度の経年変化





#### オ. 光化学オキシダント(Ox)

光化学オキシダントとは、大気中のオゾン、パーオキシアセチルナイトレイト(PAN)等の酸化力の強い物質の総称をいう。大気中の窒素酸化物、炭化水素等が強い日射を受け、光化学反応を起こして生じるが、その生成は、反応物質の濃度レベルのみならず、気象条件に大きく依存する。高濃度のときは目を刺激し、呼吸器等に影響を及ぼす一方、生活環境や植物にも影響を及ぼすといわれている。

環境基準については、全測定局(5局)のいずれも達成しなかった。

なお、豊橋市における光化学スモッグ予報等の発令はなかった。

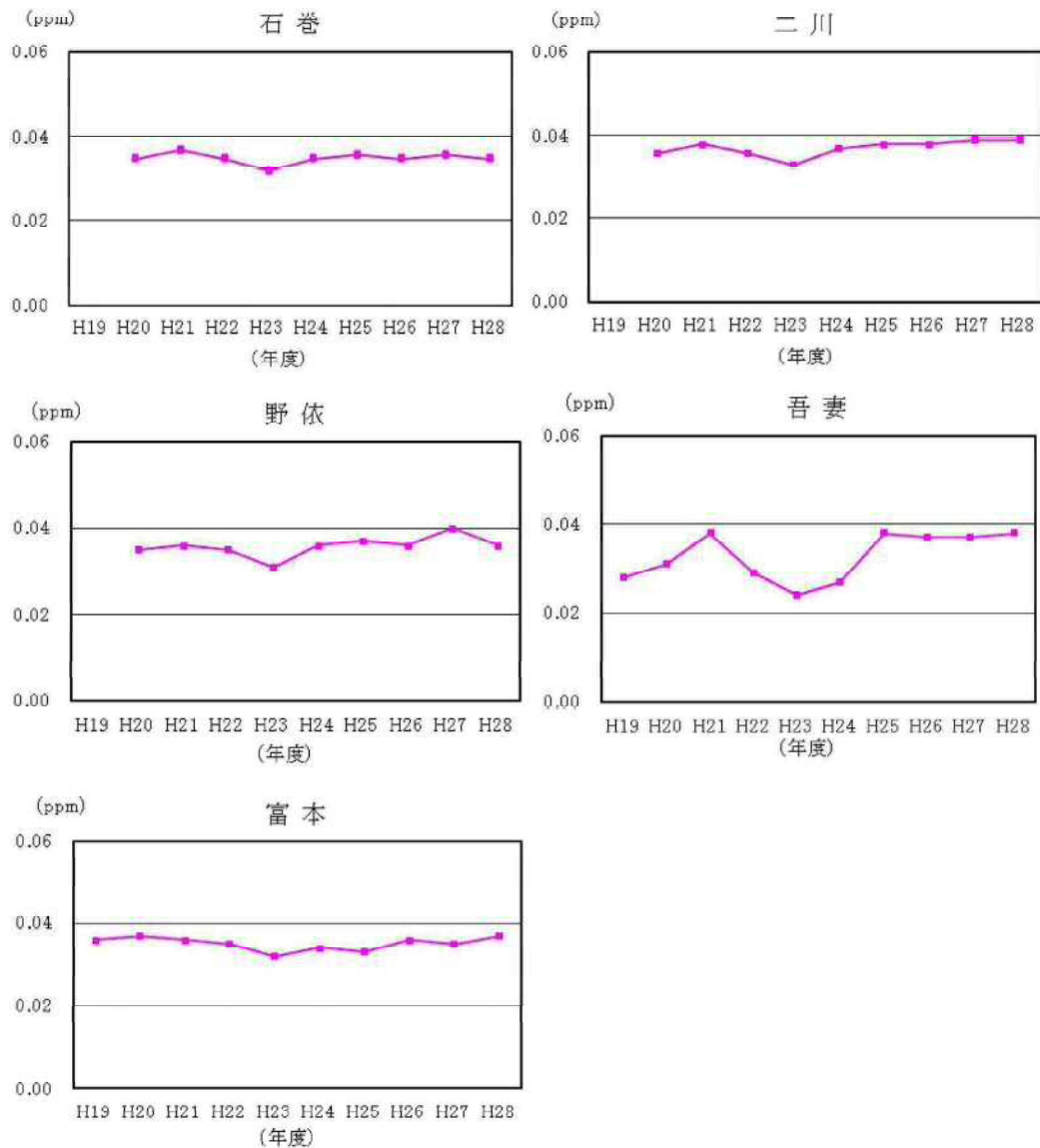
光化学オキシダント(Ox) の測定結果(平成 28 年度)

測定局	昼間 測定日数	昼間 測定時間	昼間年 平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを 超えた時間数及び日数とその割合				昼間の 1時間値 の最高値	環境基準の 達成状況	前年度 昼間年 平均値
	(日)	(時間)	(ppm)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	達成○・非達成×	(ppm)
石 巻	342	4,902	0.035	356	7.3	75	21.9	0.110	×	0.036
二 川	364	5,404	0.039	556	10.3	89	24.5	0.117	×	0.039
野 依	356	5,259	0.036	599	11.4	93	26.1	0.109	×	0.040
吾 妻	311	4,583	0.038	502	11.0	87	28.0	0.114	×	0.037
富 本	365	5,380	0.037	493	9.2	87	23.8	0.117	×	0.035

(注1)昼間とは5時から20時までの時間帯をいう。

(注2)石巻・二川・野依局は平成20年3月より測定開始。

光化学オキシダント濃度の経年変化



カ. 微小粒子状物質(PM<sub>2.5</sub>)

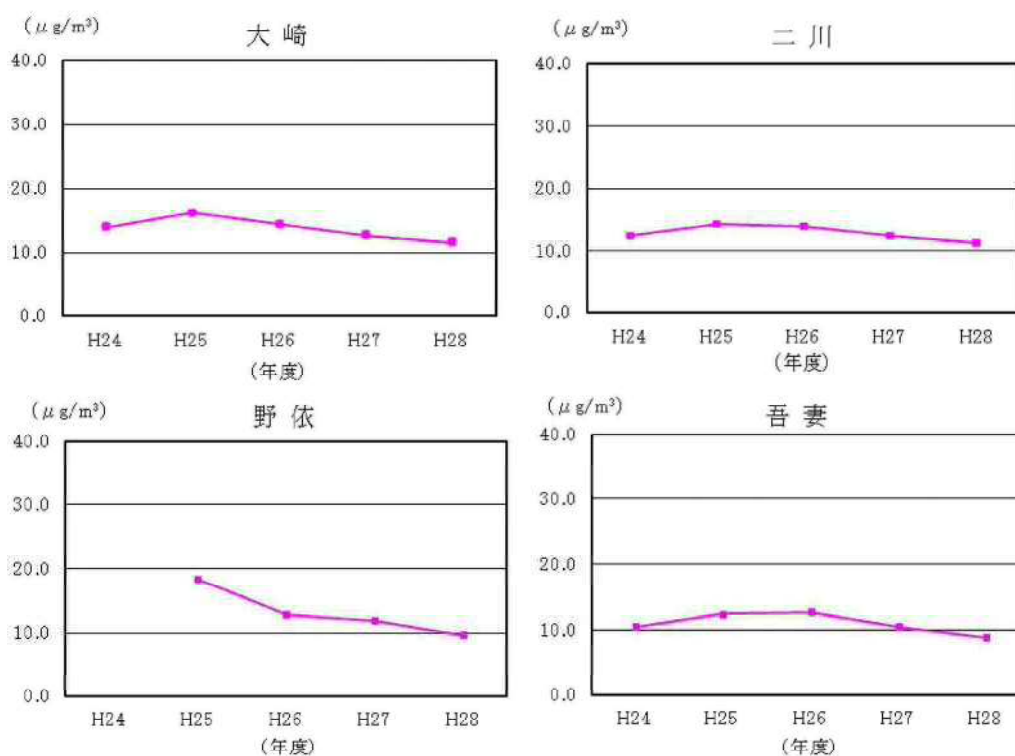
微小粒子状物質は粒径が2.5 μm = (2.5/1,000) mm以下のものをいう。ディーゼルエンジン、工場等での燃料の燃焼などから発生する一次粒子や工場等から発生するガス状物質が大気中で化学反応することにより生成した二次粒子がある。粒子径が小さいため、肺の深部まで入りやすく、呼吸器系への影響のみならず、循環器系に対し影響を与えていることが報告されている。

環境基準については、全ての測定局で達成し、各局の年平均値の経年変化は、緩やかな減少傾向であった。

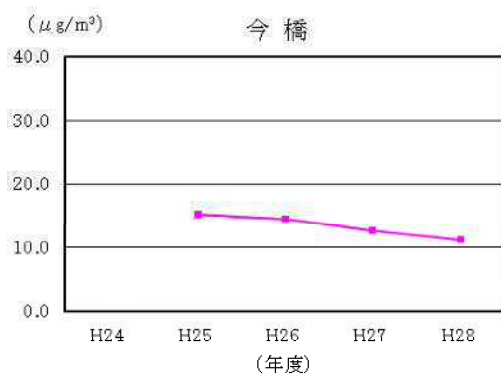
微小粒子状物質(PM<sub>2.5</sub>)の測定結果(平成28年度)

測定局	有効測定日数	長期的評価			長期的評価(黄砂の影響除く)			環境基準の達成状況 達成○・非達成×
		短期基準 (1日平均値)		長期基準	短期基準 (1日平均値)		長期基準	
		35 μg/m <sup>3</sup> を超えた日数	年間98パーセンタイル値	年平均値	35 μg/m <sup>3</sup> を超えた日数	年間98パーセンタイル値	年平均値	
		(日)	(μg/m <sup>3</sup> )	(μg/m <sup>3</sup> )	(日)	(μg/m <sup>3</sup> )	(μg/m <sup>3</sup> )	
大崎	362	0	24.5	11.5	0	24.5	11.5	○
二川	362	0	25.8	11.3	0	25.8	11.3	○
野依	359	0	22.6	9.7	0	22.6	9.7	○
吾妻	362	0	22.8	8.9	0	22.8	8.9	○
今橋	336	1	24.8	11.3	1	24.8	11.3	○

微小粒子状物質(PM<sub>2.5</sub>)濃度の経年変化



※野依局(H25)は有効測定日数を満たしていないため参考値とする。



また、成分について市内の一般環境大気測定局1局で行い、その結果、硫酸イオンの割合が特に高く、有機性炭素、アンモニウムイオンについても比較的高い傾向にあり、この3成分で全体の5割を占めていた。



### (3)有害大気汚染物質モニタリング調査結果

低濃度ではあるが、長期暴露を受けることにより健康への影響が懸念されている有害大気汚染物質の中で、健康リスクが高い物質について、3地点でモニタリングを実施した。

環境基準が定められている4物質は、3地点とも環境基準値を達成した。

また、指針値が定められている9物質は、3地点とも指針値を下回った。

#### 有害大気汚染物質モニタリング調査地点

調査地点	所在地
大崎	大崎町字柿ノ木 16
二川	大岩町字東郷内 1-1
今橋	今橋町 1

環境基準の定められている有害大気汚染物質の調査結果(年平均値)

物質名	調査地点	年度			環境基準
		H26	H27	H28	
ベンゼン ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	大崎	1.3	0.90	0.64	年平均値 3 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
	二川	1.1	0.78	0.75	
	今橋	1.1	0.86	0.76	
	市内平均値	1.2	0.85	0.72	
トリクロロエチレン ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	大崎	0.19	0.34	0.018	年平均値 200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
	二川	0.21	0.26	0.18	
	今橋	0.21	0.36	0.17	
	市内平均値	0.20	0.32	0.12	
テトラクロロエチレン ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	大崎	0.18	0.14	0.12	年平均値 200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
	二川	0.21	0.15	0.12	
	今橋	0.20	0.19	0.12	
	市内平均値	0.20	0.16	0.12	
ジクロロメタン ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	大崎	0.67	1.1	0.92	年平均値 150 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
	二川	1.2	2.4	1.5	
	今橋	0.95	1.3	1.3	
	市内平均値	0.94	1.6	1.2	

指針値の定められている有害大気汚染物質の調査結果(年平均値)

物質名	調査地点	年度			指針値
		H26	H27	H28	
アクリロニトリル (単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	大崎	0.036	0.008	0.022	年平均値 2 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
	二川	0.047	0.008	0.022	
	今橋	0.047	0.009	0.021	
	市内平均値	0.043	0.008	0.022	
塩化ビニルモノマー (単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	大崎	0.013	0.025	0.020	年平均値 10 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
	二川	0.014	0.025	0.020	
	今橋	0.014	0.028	0.021	
	市内平均値	0.014	0.026	0.020	
水銀及びその化合物 (単位: $\text{ng}/\text{m}^3$ )	大崎	2.2	2.1	2.0	年平均値 40 $\text{ng}/\text{m}^3$ 以下
	二川	1.9	2.0	1.7	
	今橋	2.1	2.1	1.9	
	市内平均値	2.1	2.1	1.9	
ニッケル化合物 (単位: $\text{ng}/\text{m}^3$ )	大崎	4.4	2.8	2.6	年平均値 25 $\text{ng}/\text{m}^3$ 以下
	二川	3.0	3.1	1.7	
	今橋	2.4	1.6	1.6	
	市内平均値	3.3	2.5	2.0	
クロロホルム (単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	大崎	0.36	0.24	0.16	年平均値 18 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
	二川	0.37	0.19	0.17	
	今橋	0.44	0.25	0.17	
	市内平均値	0.39	0.23	0.17	
1, 2-ジクロロエタン (単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	大崎	0.21	0.17	0.13	年平均値 1.6 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
	二川	0.22	0.19	0.13	
	今橋	0.27	0.17	0.14	
	市内平均値	0.23	0.18	0.13	
1, 3-ブタジエン (単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	大崎	0.039	0.007	0.010	年平均値 2.5 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
	二川	0.0084	0.007	0.013	
	今橋	0.0085	0.008	0.011	
	市内平均値	0.019	0.007	0.011	
ヒ素及びその化合物 (単位: $\text{ng}/\text{m}^3$ )	大崎	1.4	0.60	0.87	年平均値 6 $\text{ng}/\text{m}^3$ 以下
	二川	1.3	0.59	0.86	
	今橋	1.0	0.54	0.89	
	市内平均値	1.2	0.58	0.87	
マンガン及びその化合物 (単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	大崎	0.049	0.045	0.038	年平均値 0.14 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
	二川	0.016	0.013	0.012	
	今橋	0.014	0.013	0.012	
	市内平均値	0.026	0.024	0.021	

環境基準及び指針値の定められていない有害大気汚染物質の調査結果(年平均値)

物質名	調査地点	年度		
		H26	H27	H28
アセトアルデヒド ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	大崎	2.3	1.8	2.1
	二川	2.2	1.7	1.7
	今橋	3.4	1.7	1.4
	市内平均値	2.6	1.7	1.7
ホルムアルデヒド ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	大崎	2.4	3.1	3.2
	二川	2.5	2.9	3.6
	今橋	2.5	2.7	2.6
	市内平均値	2.5	2.9	3.1
酸化エチレン ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	大崎	0.18	0.26	0.13
	二川	0.22	0.16	0.067
	今橋	0.16	0.16	0.074
	市内平均値	0.19	0.19	0.090
ベンゾ(a)ピレン ( $\text{ng}/\text{m}^3$ )	大崎	0.039	0.083	0.11
	二川	0.049	0.091	0.081
	今橋	0.036	0.10	0.10
	市内平均値	0.041	0.091	0.10
クロム及びその化合物 ( $\text{ng}/\text{m}^3$ )	大崎	6.9	5.1	5.6
	二川	3.7	2.4	2.2
	今橋	3.3	2.5	2.4
	市内平均値	4.6	3.3	3.4
ベリリウム及びその化合物 ( $\text{ng}/\text{m}^3$ )	大崎	0.078	0.05	0.038
	二川	0.064	0.05	0.037
	今橋	0.064	0.05	0.038
	市内平均値	0.069	0.05	0.038
塩化メチル ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	大崎	0.28	0.39	0.37
	二川	0.30	0.47	0.41
	今橋	0.25	0.48	0.40
	市内平均値	0.28	0.45	0.39
トルエン ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	大崎	4.1	6.7	6.1
	二川	4.9	11	9.4
	今橋	3.8	5.5	4.5
	市内平均値	4.3	7.7	6.7

(注) 1 調査地点ごとの平均値の算出は算術平均により、測定値が検出下限値未満の場合は、検出下限値の1/2として算出した。

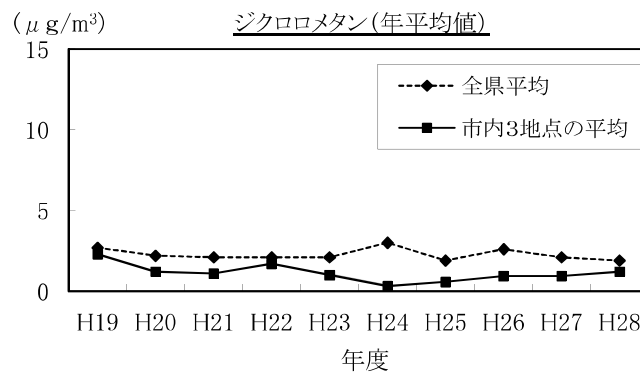
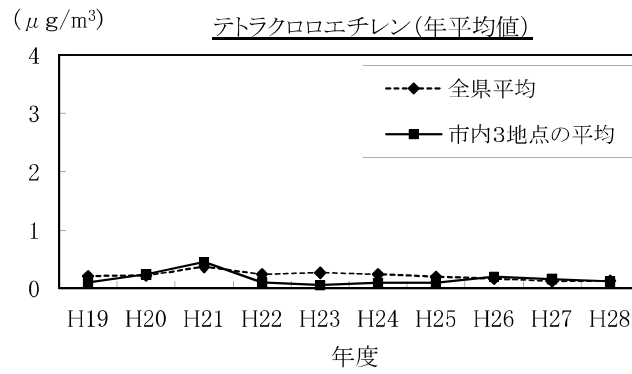
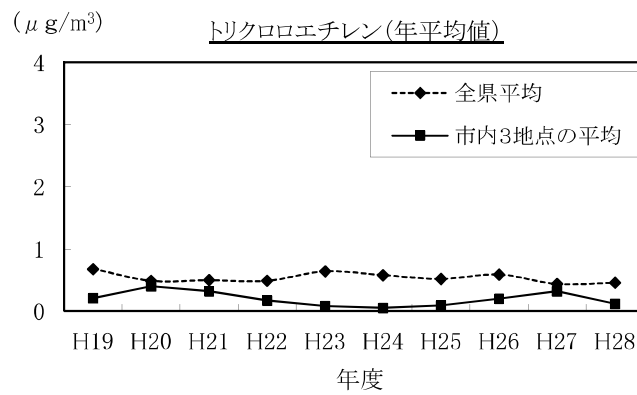
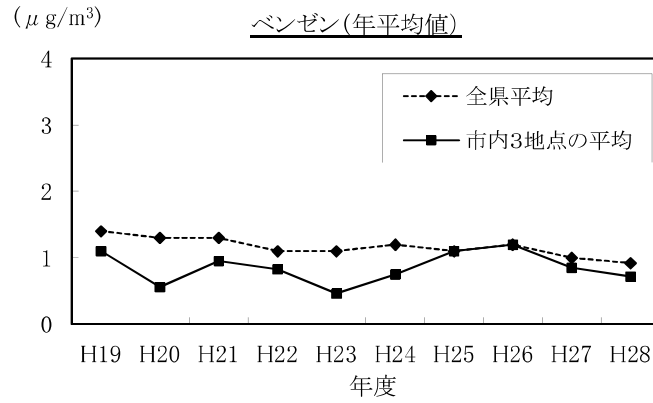
2 測定値がすべて検出下限値未満の場合、次のとおりとした。

平均値:測定結果を検出下限値の1/2の値として算出した算術平均値

最小値:<(検出下限値の最小値)、最大値:<(検出下限値の最大値)



環境基準が設定されている有害大気汚染物質の経年変化(全県平均との比較)



## (5) 工場・事業場の調査及び指導

### ア. ばい煙・粉じん等の規制

工場・事業場に対しては、大気汚染防止法及び県民の生活環境の保全等に関する条例により、ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物等のばい煙の排出基準、粉じん等を発生する施設についての構造・使用等に関する基準、一定規模以上の工場・事業場には硫黄酸化物の総排出量が定められており、規制を行っている。

また、ダイオキシン類対策特別措置法により、規制対象となる特定施設からの排出ガスに係る排出基準が定められている。

### イ. 届出の審査

平成 28 年度における大気汚染防止法に基づく届出は 89 件、県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく大気関係の届出は 55 件あり、これらについて審査を行い必要な指導を行った。

### ウ. 立入調査

法令等に基づく規制基準の遵守状況を監視するため、延べ 104 件について立入調査を実施し、このうち 3 件のばい煙測定を行った。

## (6) 光化学スモッグ

光化学スモッグの注意報等が発令されたときの対応は、「豊橋市光化学スモッグ通報体制実施要領」に基づき、各関係機関と協力し通報体制をとっている。

豊橋地区での発令は、市内の 5 箇所に設置された測定局のオキシダント濃度と気象状況から判断し、愛知県環境部が行うものであり、平成 28 年度は予報・注意報は一度も発令されず、被害届もなかった。

### ○注意報等の発令基準

光化学スモッグの注意報等は、オキシダント濃度の 1 時間値が次の各号のいずれかに該当する濃度となり、かつ気象状況からみて、その状態が継続すると認められるときに発令される。

イ. 予 報	オキシダント濃度の 1 時間値	0.08ppm 以上
ロ. 注 意 報	〃	0.12ppm 以上
ハ. 警 報	〃	0.24ppm 以上
ニ. 重大警報	〃	0.40ppm 以上

## (7) 微小粒子状物質 (PM2.5)

PM 2.5 の注意喚起情報が発令されたときの対応は、「豊橋市微小粒子状物質 (PM 2.5) に係る注意喚起実施要領」に基づき、各関係機関と協力し通報体制をとっている。

東三河区域での発令は、市内 5 箇所と豊川、蒲郡、田原、新城市内各 1 箇所に設置された測定局の PM 2.5 濃度から判断し、愛知県環境部が行うものであり、平成 28 年度の発令はなかった。

### ○注意喚起情報の発令基準

- ①午前 5 時から 7 時までの 1 時間値の平均値が  $85 \mu\text{g}/\text{m}^3$  を超過したとき
- ②午前 5 時から正午まで、午前 5 時から午後 1 時まで、午前 5 時から午後 2 時まで、午前 5 時から午後 3 時まで及び午前 5 時から午後 4 時までの各 1 時間値の平均値が  $80 \mu\text{g}/\text{m}^3$  を超過したとき

## (8) アイドリング・ストップ

自動車は、通勤、通学、買い物など私たちの生活から切り離せないものとなっているが、この便利さの反面で大気汚染や騒音、悪臭などを引き起こし、地球温暖化の原因にもなっている。

こうした自動車交通に伴う環境への負荷を減らすため、愛知県は『あいち自動車環境戦略 2020』（平成 25 年 3 月 28 日策定）の中で、エコドライブの普及促進について取り組んでおり、アイドリング・ストップもエコドライブの 1 つである。本市においても、地球温暖化と大気汚染の防止対策の一環として、エコドライブ講習会を開催し、市民にエコドライブを普及啓発するとともに、事業者や職員に対してもチラシ等を配布し、エコドライブの実践を呼び掛けた。

### 3. 水 環 境

#### (1)水環境調査結果の概要

公共用水域水質調査を、河川 37 地点、海域 4 地点、池 7 地点で実施した。

カドミウム等の健康項目については、調査を行った公共用水域(河川 12 地点、海域 4 地点)において、環境基準を達成した。

生活環境項目については、河川において環境基準の類型指定がされている 5 水域(豊川中流、豊川下流、豊川放水路、梅田川、佐奈川)のすべてでBOD、全亜鉛、ノニルフェノール及びLASについて環境基準を達成した。梅田川のBODについては、平成 15 年度以降連続で環境基準を達成している。その他、朝倉川、柳生川など環境基準の類型指定のない河川は、概ね横ばい傾向であった。海域においては、神野・田原地先海域(C類型)の環境基準(COD)は達成したが、渥美湾(甲)(B 類型)は達成しなかった。三河湾(ロ)(Ⅲ類型)の全窒素、全燐はともに達成した。

地下水質概況調査(定点調査 4 地点、メッシュ調査 2 地点)で調査を行った結果、5 地点はすべての環境基準に適合したが、定点調査 1 地点(東赤沢町)で硝酸性及び亜硝酸性窒素 1 項目が環境基準を超過した。なお、東赤沢町については、平成 16～18、21～27 年度調査においても、環境基準を超過していた。

水質環境基準達成状況(平成 28 年度)

[○:達成 ×:未達成]

調査地点(環境基準点)		健康項目 カドミウム等 27 項目	BOD (COD) <sup>注1</sup>	全 窒 素	全 燐	全 亜 鉛	ノ ニ ル フ ェ ノ ール	LAS
河 川  注2	豊川中流(江島橋)	○	○	—	—	○	○	○
	豊川下流(吉田大橋)	○	○	—	—	○	○	○
	豊川放水路(小坂井大橋)	○	○	—	—	○	○	○
	佐奈川(柳橋)	○	○	—	—	○	○	○
	梅田川(御厩橋)	○	○	—	—	○	○	○
海 域  注3	三河湾(ロ)	神野・田原地先	○	○	○	—	—	—
		渥美湾(甲)	○	×	○	○	—	—

注 1:河川はBOD、海域はCODで評価する。

注 2:本市の調査は梅田川(御厩橋)のみで、他地点は国土交通省または愛知県が実施

注 3:海域は、本市と愛知県が実施した各地点の調査結果により評価

(参考:環境基準の達成状況の評価について)

環境基準類型指定水域の環境基準達成状況の評価は、環境省が示す以下の基準に則って判断する。

BOD(河川)及びCOD(海域)については75% 水質値<sup>※</sup>により、全亜鉛、ノニルフェノール及びLASについては年間平均値により行い、いずれも水域内のすべての環境基準点において、その値が適合している場合を達成しているものとする。

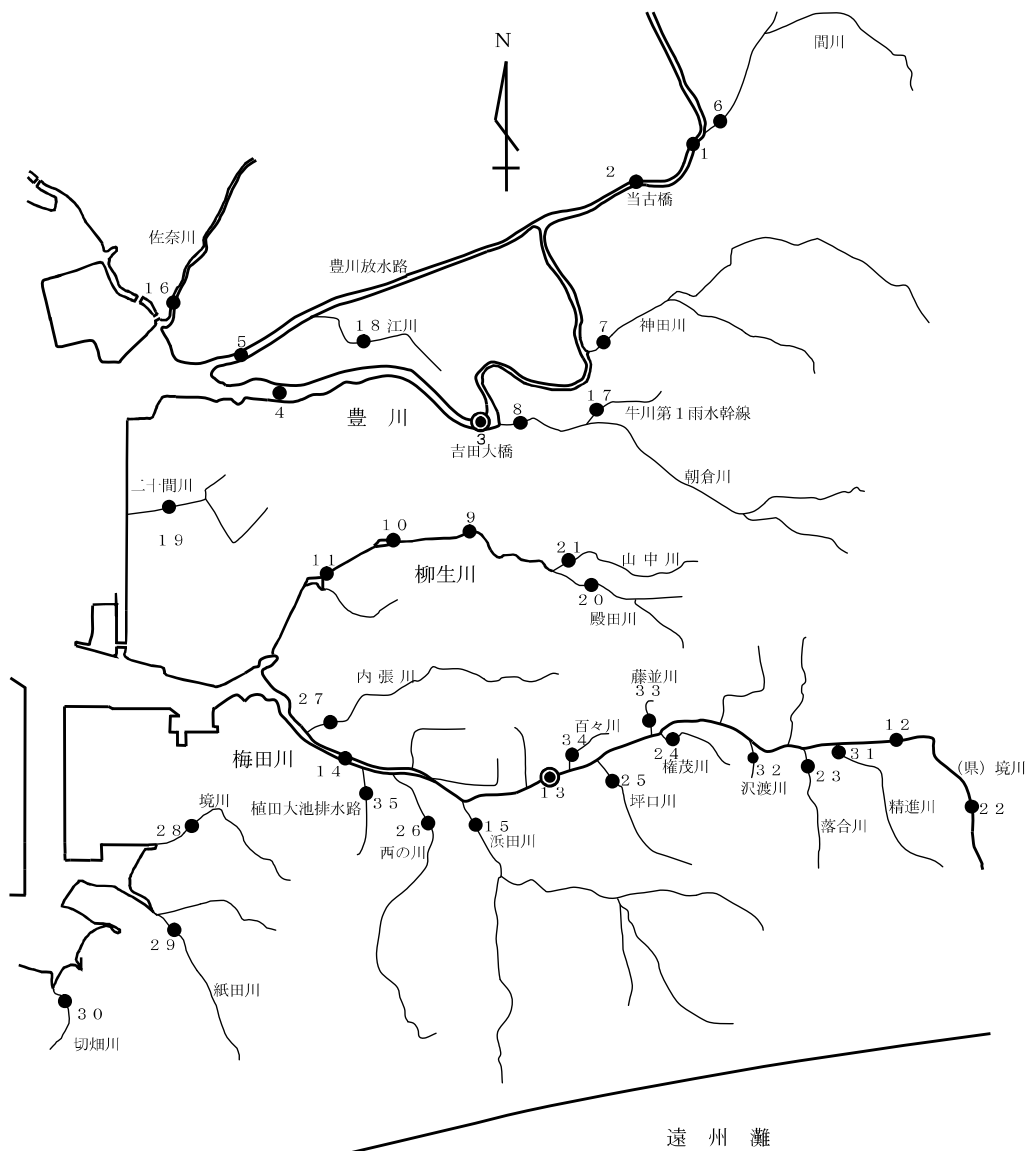
また、海域における全窒素及び全燐については、類型指定水域内の各環境基準点における表層の年間平均値を、当該水域内のすべての環境基準点について平均した値が適合している場合を達成しているものとする。

※ 「75%水質値」とは、年間の日間平均値の全データ(n個)をその値の小さいものから順に並べたとき (DO については値の大きいものから順に並べた時)、 $0.75 \times n$ (整数でない場合は直近上位の整数) 番目にくるデータをいう。たとえば、次のような 11 個のデータがあった場合には、1.3、1.4、1.5、1.5、1.6、1.7、1.8、3.1、3.2、3.5、3.6 (単位:mg/L)  
 $0.75 \times 11 = 8.25$  切り上げて 9  
 小さいほうから数えて 9 番目のデータすなわち 3.2mg/L が 75%水質値になる。

## (2)水質環境調査結果

ア. 河川の水質調査結果

### ①河川の水質調査地点図



(注) ● 調査地点  
 ◎ 環境基準点

②河川の調査地点及び環境基準(BOD等)の水域類型指定

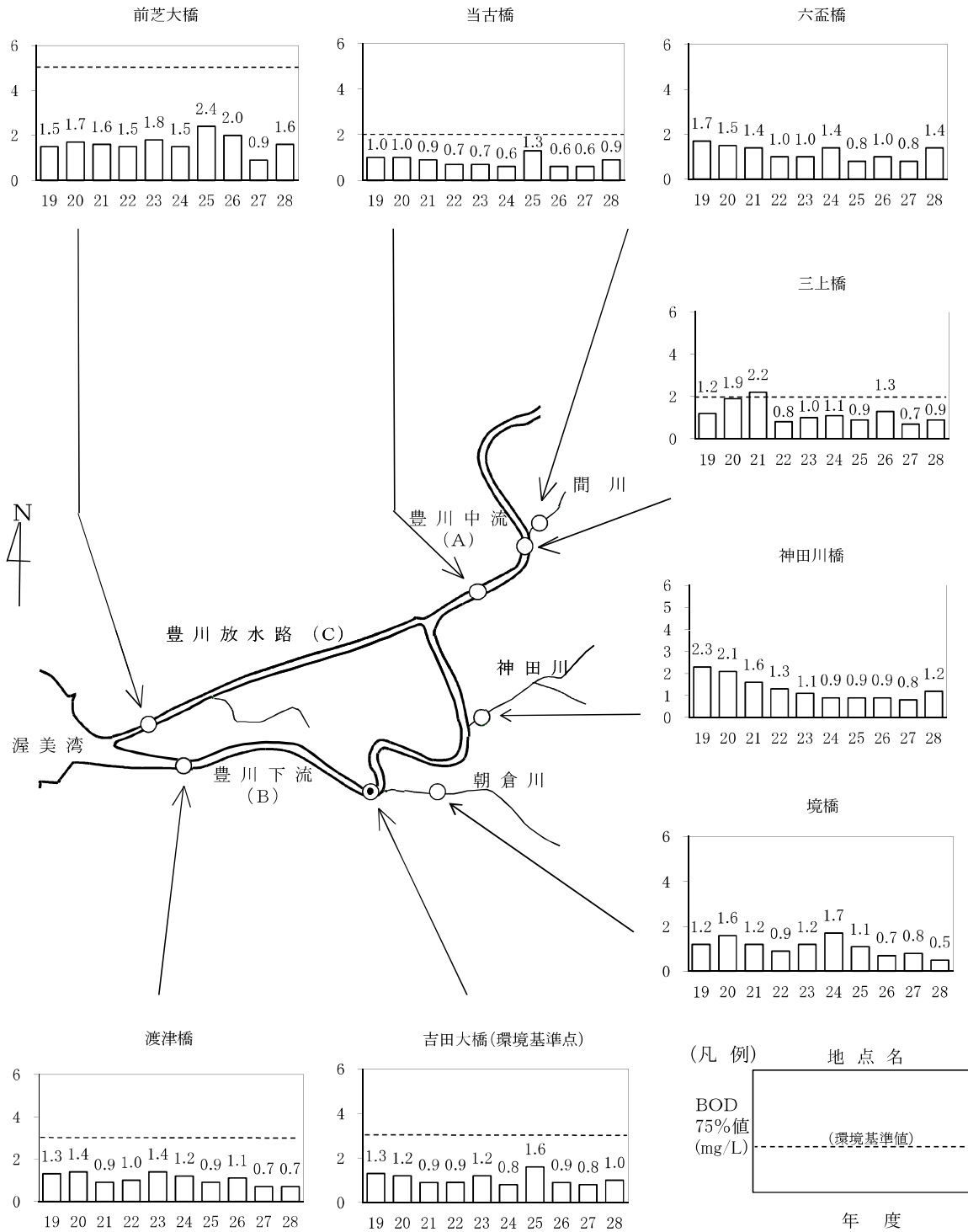
水域	地点番号	河川名	地点名	健康項目	環境基準の類型指定	
					類型	指定年月日
豊川	1	豊川	三上橋	○	A・イ	平11. 3. 31 (昭46. 5. 25)
	2	〃	当古橋		A・イ	
	③	〃	吉田大橋	○	B・イ	
	4	〃	渡津橋	○	B・イ	
	5	豊川放水路	前芝大橋	○	C・イ	
	6	間川	六盃橋	○	—	平29. 3. 31 (昭50. 3. 31)
	7	神田川	神田川橋	○	—	
	8	朝倉川	境橋	○	—	
	9	柳生川	柳生橋	○	—	
	10	〃	上富田橋		—	
	11	〃	市場橋	○	—	
12	梅田川	飛越橋	○	C・イ		
⑬	〃	御厩橋	○	C・イ		
14	〃	植田橋	○	C・イ		
15	浜田川	佐久良橋	○	—		
等	16	佐奈川	浜田橋		D・イ	
	17	牛川第1雨水幹線	朝倉川合流点手前		—	
	18	江川	東海道本線下		—	平11. 3. 31 (昭62. 3. 30)
	19	二十間川	二十間橋		—	
	20	殿田川	柳生川合流点手前		—	
	21	山中川	本興寺橋		—	
	22	( 県 ) 境川	東海道新幹線下		—	
	23	落合川	落合橋		—	
	24	権茂川	梅田川合流点手前		—	
	25	坪口川	坪口橋		—	
26	西の川	鎌田橋		—		
27	内張川	塩浜橋		—		
水	28	境川	万溪橋		—	平11. 3. 31 (昭62. 3. 30)
	29	紙田川	境橋		—	
	30	切畑川	国道259号線下		—	
	31	精進川	梅田川合流点手前		—	
	32	沢渡川	梅田川合流点手前		—	
	33	藤並川	梅田川合流点手前		—	
	34	百々川	梅田川合流点手前		—	
	35	植田大池排水路	植田小学校北		—	

(注) 地点番号の③及び⑬は環境基準点

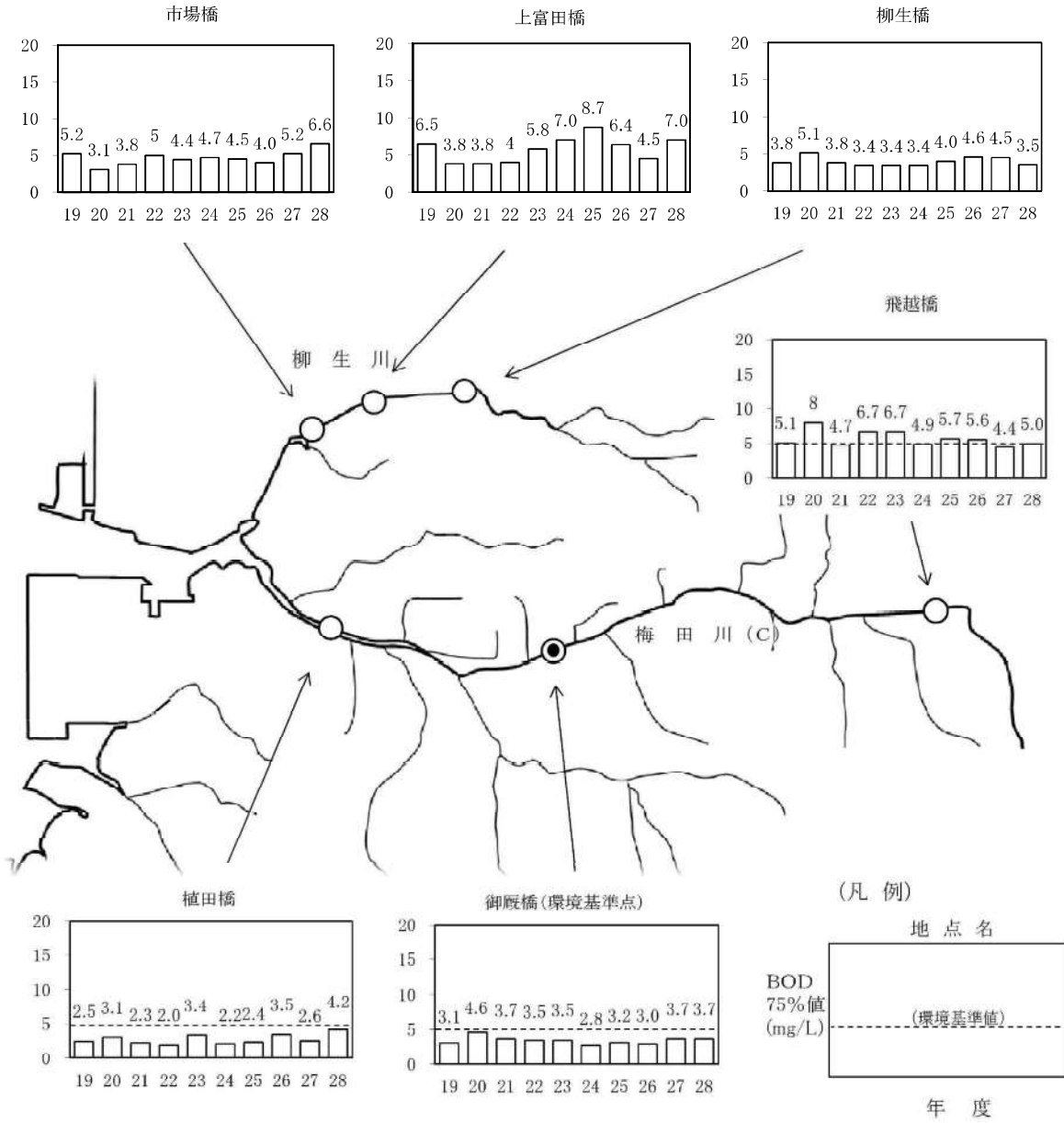
(注) 地点番号2、③は国土交通省調査地点

③河川の水質調査結果

BOD75%水質値経年変化(豊川・豊川放水路・間川・神田川・朝倉川)

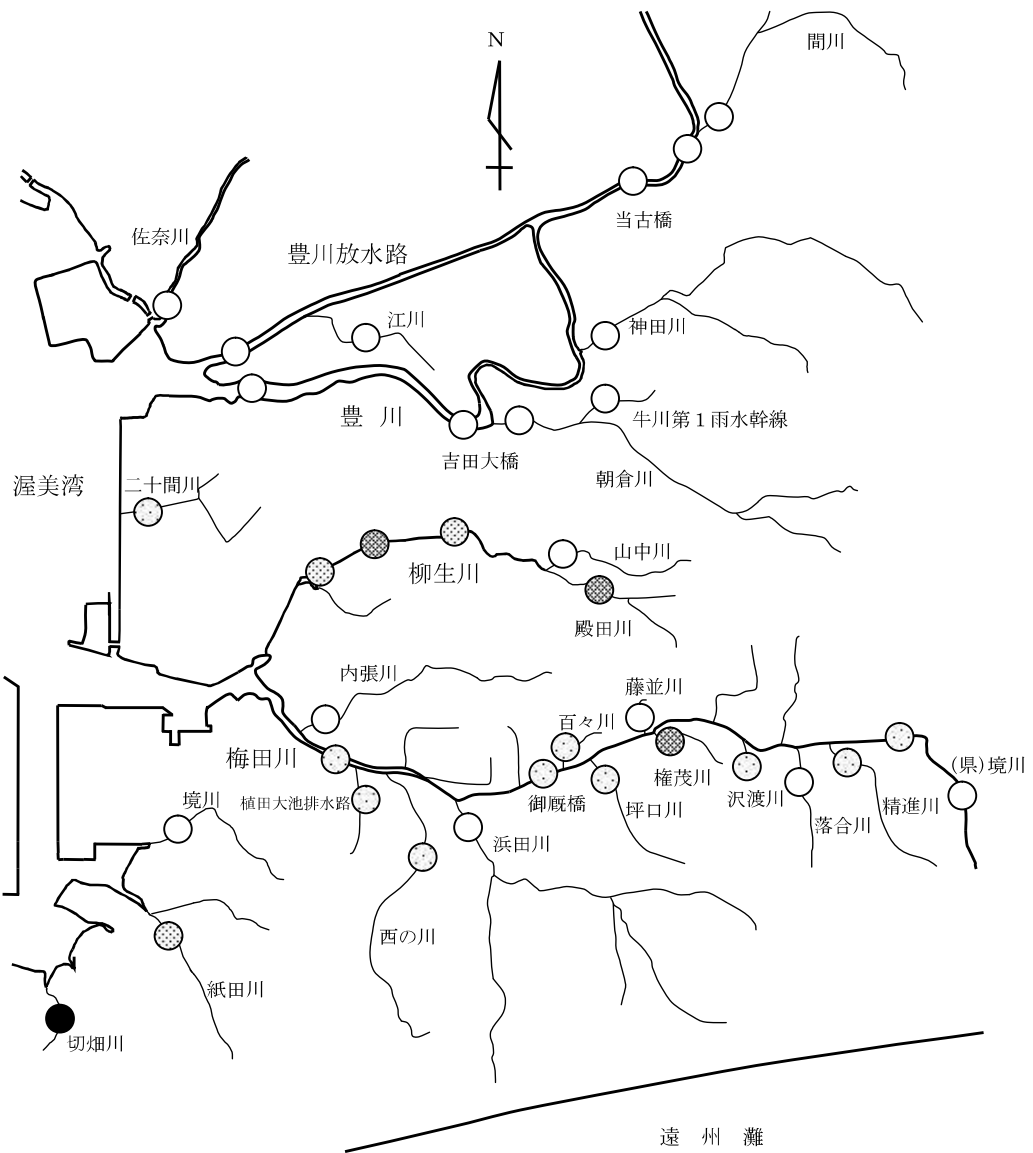


BOD75%水質値経年変化(柳生川・梅田川)





④BOD 平均値による河川汚濁状況(平成 28 年度)



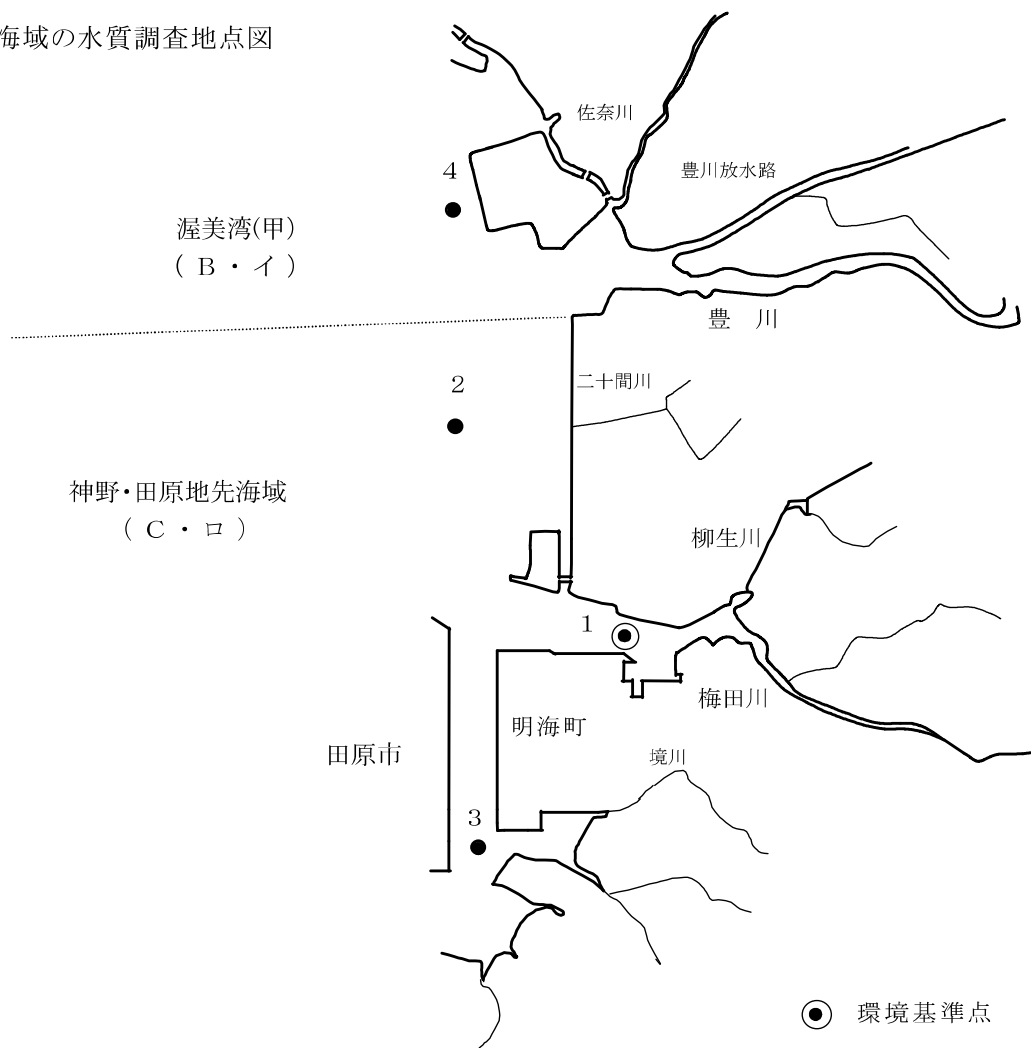
イ. 海域の水質調査結果

① 海域の調査地点及び環境基準に係る水域類型指定

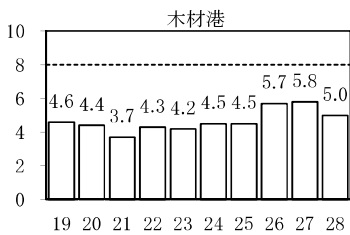
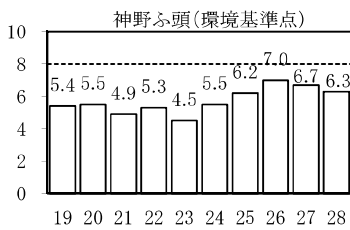
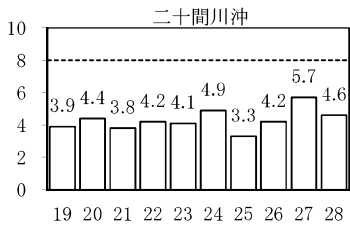
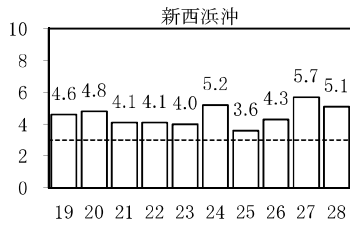
地点 番号	調査地点 地名	環境基準			
		COD等		全窒素・全磷	
		水域名	類型 指定年月日	水域名	類型 指定年月日
①	A-3 神野ふ頭	神野・田原 地先海域	C・ロ 昭46.5.25	三河湾 (ロ)	Ⅲ 平17.3.25 (平7.10.11)
2	A-11 二十間川沖				
3	A-12 木材港				
4	A-13 新西浜沖	渥美湾 (甲)	B・イ 昭46.5.25		

(注) 地点番号の○印はCOD等に関する環境基準点

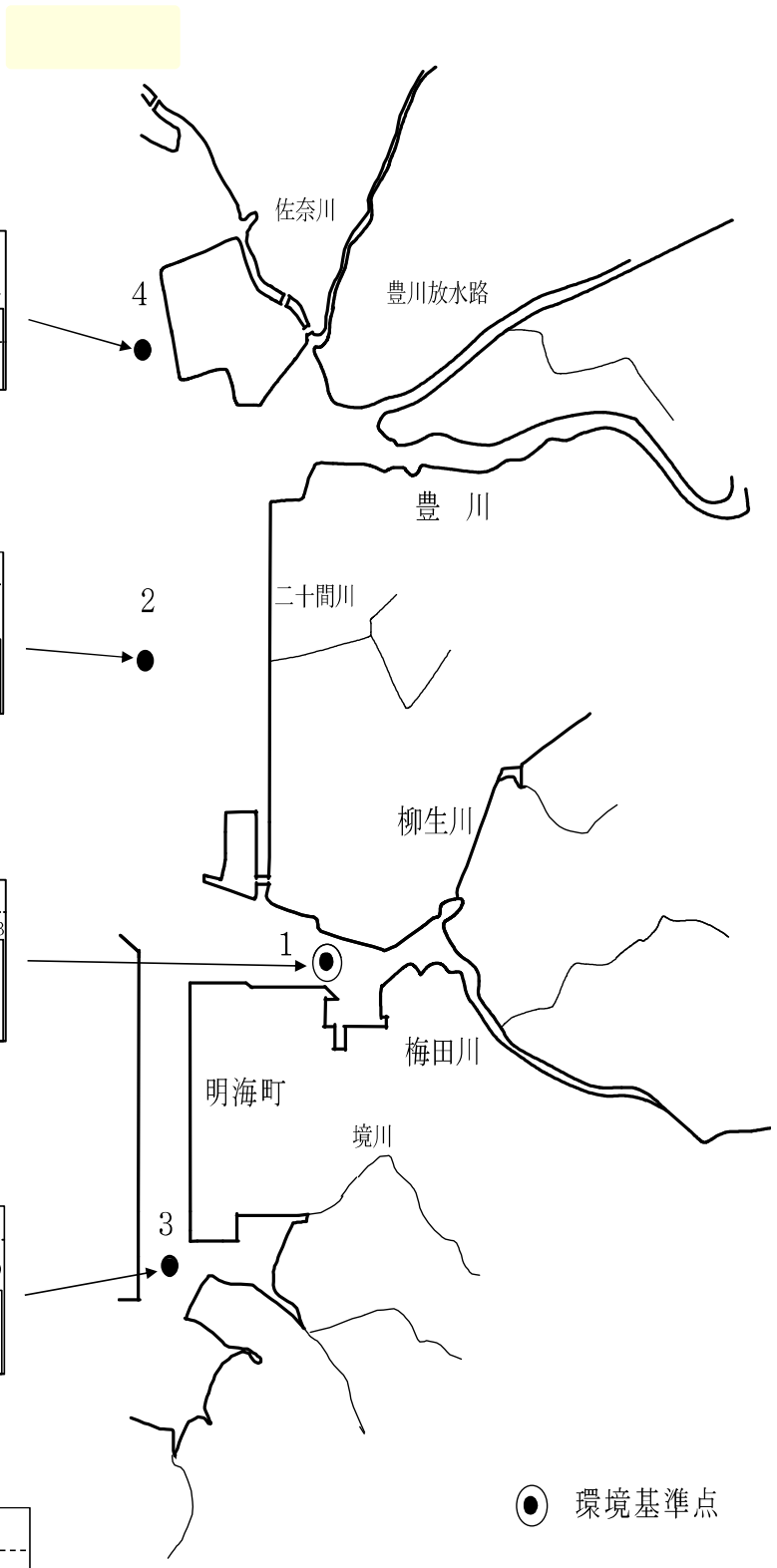
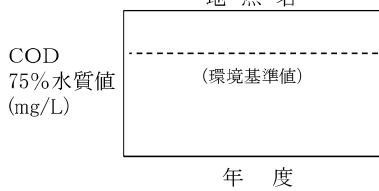
② 海域の水質調査地点図



③海域の水質調査結果  
COD75%水質値経年変化



(凡例)



● 環境基準点

ウ. 地下水の水質調査結果

①調査地点数

概況調査(定点調査)	4	同一地点における地下水質の経年的変化を把握するための調査
概況調査(メッシュ調査)	2	全市的な地下水質を把握するため毎年度地点を移動しての調査
汚染井戸周辺地区調査	1	概況調査又は事業者からの報告等により、環境基準を超過した地点の汚染範囲の確認、原因究明のための周辺調査
定期モニタリング調査	9	過去の概況調査及び事業者からの報告等により、環境基準を超過した地点又は周辺地点について、その後の汚染の推移を確認する調査
計	16	

②調査結果の概要

1) 概況調査(定点4地点及びメッシュ2地点)

環境基準が定められているカドミウム等について、計6地点で調査した結果、5地点で環境基準に適合したが、東赤沢町(定点)で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を超過した。東赤沢町(定点)は、平成16～18、21～27年度にも超過している。

調査地点：東赤沢町の経年変化

年度	13	14	15	16	17	18	19	20
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素(mg/L)	9.7	9.9	10	11	12	11	3.3	3.8

年度	21	22	23	24	25	26	27	28
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素(mg/L)	13	14	14	13	15	15	16	16

2) 汚染井戸周辺地区調査

汚染井戸周辺地区調査として実施した花田町地内のベンゼンは、環境基準に適合した。

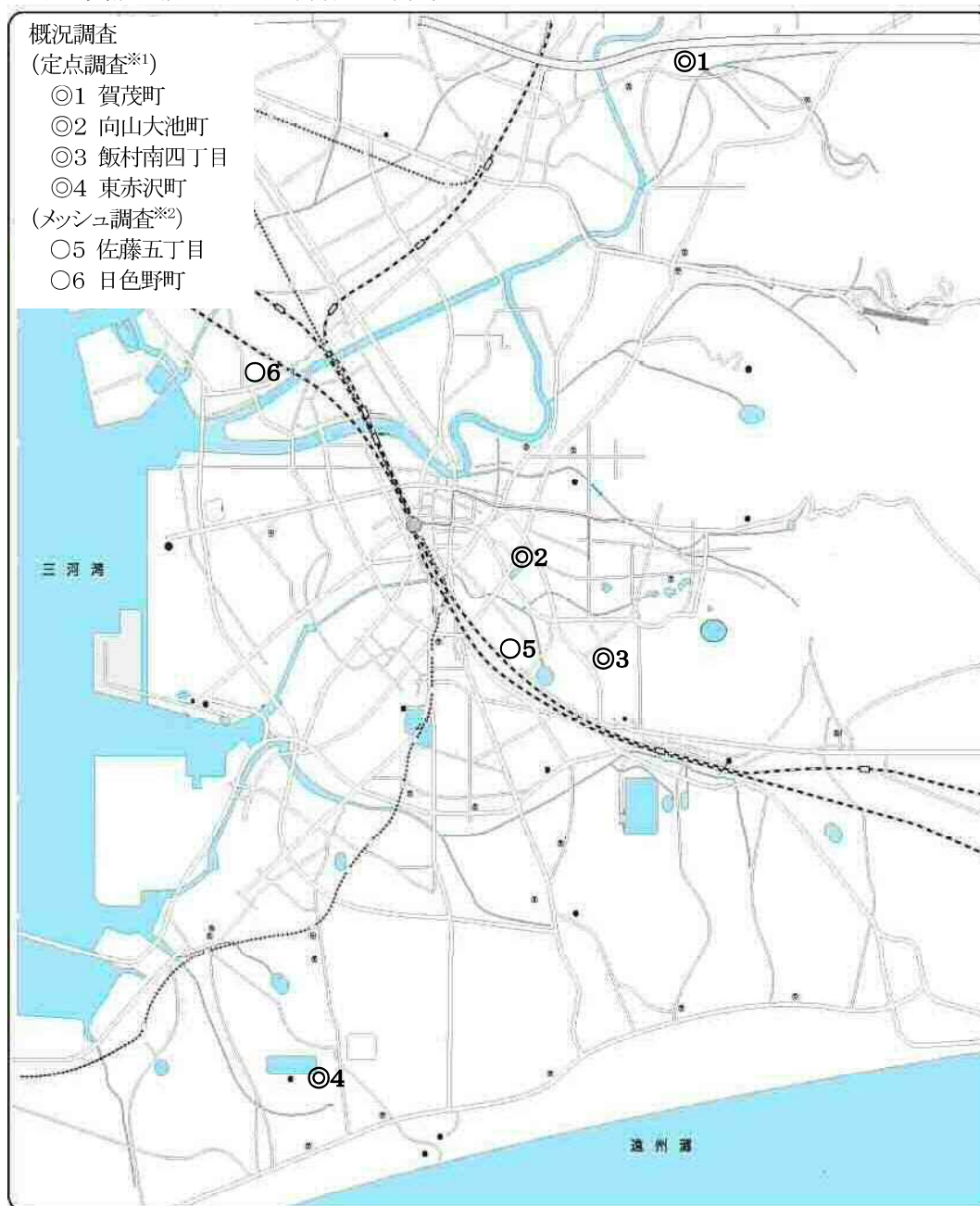
3) 定期モニタリング調査

過去の概況調査において、環境基準の超過が確認された東赤沢町(発端井戸1本、周辺井戸1本)、大岩町(発端井戸1本)、老津町(発端井戸1本、周辺井戸1本)の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、また、事業者からの報告で環境基準の超過が確認された細谷町(発端井戸1本、周辺井戸1本)の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、柱二番町(周辺井戸2本)のテトラクロロエチレンは、柱二番町(周辺井戸1本)のテトラクロロエチレンを除く、すべての調査地点で、環境基準を超過した。

定期モニタリング調査結果(平成28年度)

調査地点	調査井戸	測定項目	調査井戸数	基準超過井戸数	濃度範囲(mg/L)	環境基準(mg/L)	超過年度			
東赤沢町	東赤沢町	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	2	2	15～21	10以下	16年度			
	老津町									
大岩町	1							1	11	18年度
細谷町	2							2	13～21	13年度
老津町	老津町	2	2	24～25		22年度				
柱二番町	柱二番町	テトラクロロエチレン	2	2	0.010～0.046	0.01以下	13年度			
	柱七番町									

地下水質概況調査地点図(平成28年度)



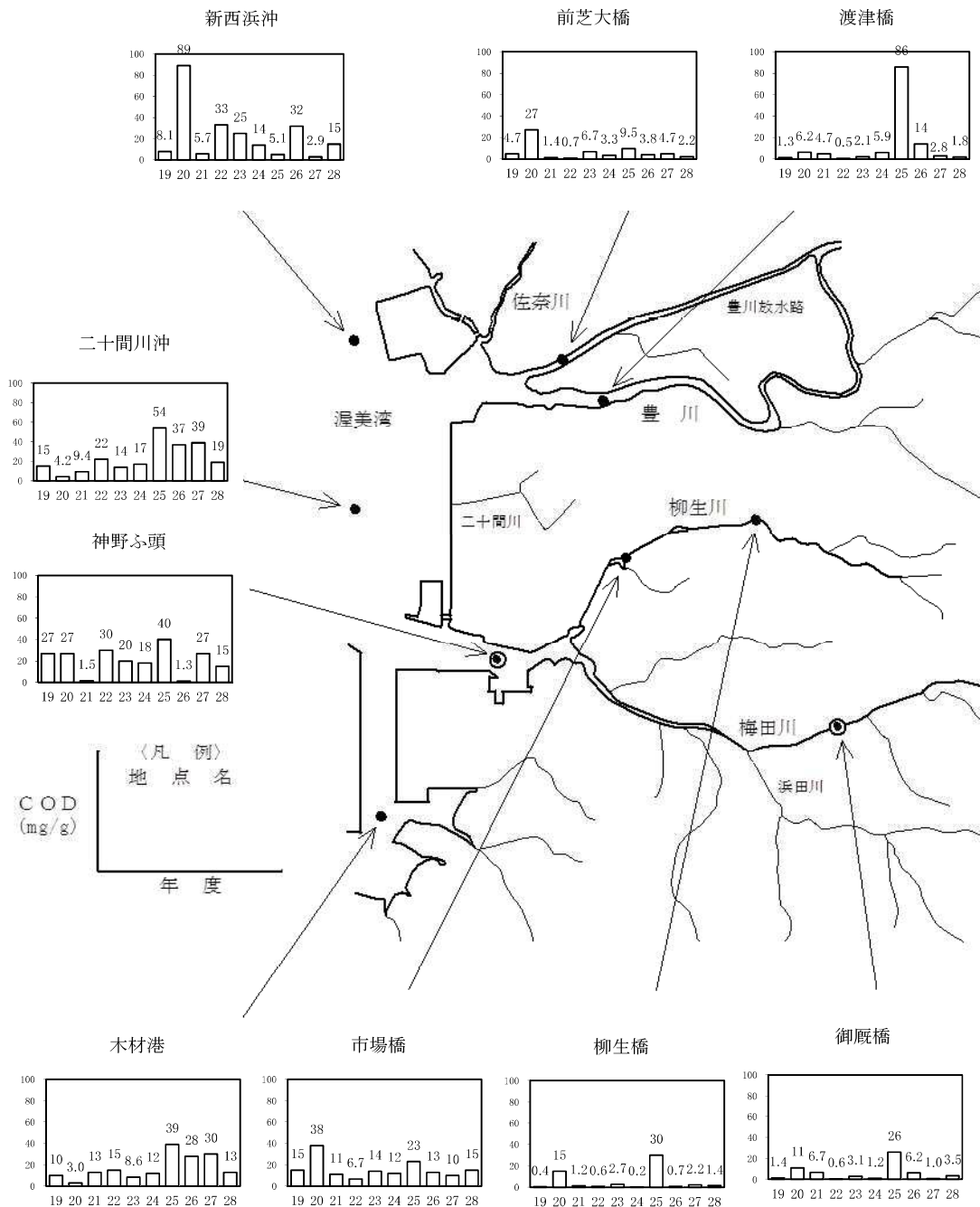
※1 定点調査とは、市内の同一地点において継続的に実施する調査。

※2 メッシュ調査とは、市内を約5km四方に区分し、その区域に設置されている井戸の中から、毎年度新たな調査井戸を選定し実施する調査。

エ. 底質調査結果

水底の底質を河川5地点、海域4地点において調査した結果、水銀及びPCBについての「底質の処理・処分等に関する指針」を超える地点はなかった。

①COD(底質)の経年変化



### (3) 事業場の調査及び指導

「水質汚濁防止法」では、特に汚水の発生するおそれのある施設を特定施設として定め、特定施設を設置し、汚水等を排出する工場・事業場（特定事業場）を規制の対象とし、特定施設の設置等についての届出義務や、排水基準に基づく規制の適用について定めている。

また、昭和 55 年 7 月からは従来の濃度規制に加え、伊勢湾流域内の日平均排水量 50 m<sup>3</sup>以上の特定事業場（指定地域内事業場）を対象に総量規制制度が導入されている。

特定事業場数は、平成 29 年 3 月末現在、693 件で、これらを業種又は施設別で見ると、畜産農業 158 件、自動式車両洗浄施設 111 件、洗濯業 71 件が多く、この 3 業種及び施設で約半分となっていた。このうち、排水基準規制対象となる特定事業場数は 174 件で、さらに総量規制基準の対象となる指定地域内事業場数は 93 件であった。

平成 28 年度において、健康項目を含む水質調査に係る立入検査を延べ 117 件（88 事業場）実施した。その結果、排水基準の違反件数は 33 件であった。

排水基準違反を項目別で見ると pH、BOD、SS、窒素含有量、りん含有量等であり、これらの排水基準違反事業場に対しては、汚水の処理の方法、施設の維持管理等について、文書による改善指導を 28 件行い、日間平均排水基準を超過するおそれのある事業場に対しては、5 件改善指導を実施した。

また、指定地域内事業場に対しては、汚濁負荷量の削減指導を行うとともに、総量規制の適用を受けない小規模事業場等に対しても汚濁負荷量の削減対策を推進するため、愛知県が定めた「小規模事業場等排水対策指導要領」に基づき監視、指導を行っている。

さらに、臨海部進出企業を主とする公害防止協定締結事業場については、公害の防止に関する協定第 3 条または第 4 条による採水立入調査を 15 件実施したが、指導基準を超過した事業場はなかった。

ア. 特定事業場数（小規模事業場を含む）

平成29年3月31日現在

号番号	業種 <sup>※1</sup> 及び施設名	排水量別事業場数				合計	指定地域内の特定事業場数 <sup>※3</sup>	小規模事業場数
		0～50m <sup>3</sup> 規制対象外	0～50m <sup>3</sup> 規制対象 <sup>※2</sup>	50～400m <sup>3</sup>	400m <sup>3</sup> ～			
1の2	畜産農業又はサービス業	131	15	12		158	153	15
2	畜産食料品製造業	9	1	3	3	16	16	1
3	水産食料品製造業	10	1	2	1	14	14	
4	野菜、果実原料の保存食料品製造業	5		3		8	8	
5	みそ、しょう油等製造業	3			1	4	4	
9	米菓製造業又はこうじ製造業	1		1		2	2	
10	飲料製造業	1				1	1	
11	動物系飼料又は有機質肥料製造業	1	1		1	3	3	1
16	麺類製造業	3				3	3	
17	豆腐又は煮豆製造業	8				8	8	
18の2	冷凍調理食品製造業	1	1		1	3	3	1
19	紡績又は繊維製造業	2		1		3	3	
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業	1				1	1	
21の3	合板製造業	3				3	3	
22	木材薬品処理業	1				1	1	
23	パルプ、紙又は紙加工品製造業				1	1	1	
23の2	新聞業、出版業、印刷業及び製版業	9	4			13	13	
33	合成樹脂製造業				1	1	1	
47	医薬品製造業	1		1		2	2	
53	ガラス又はガラス製品製造業		2			2	2	2
54	セメント製品製造業	9				9	9	
55	生コンクリート製造業	7				7	7	
59	砕石業		3	2		5	5	3
61	鉄鋼業				1	1	1	
63	金属製品又は機械器具製造業	14	1	1		16	16	
63の3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設				1	1	1	
64の2	水道施設	3				3	3	
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	7	5	5	1	18	18	3
66	電気めっき施設		7	1		8	8	3
66の3	旅館業	17	5	1		23	21	4
66の4	共同調理場	4				4	4	
66の5	弁当仕出屋又は弁当製造業	2		4		6	6	
66の6	飲食業	4				4	4	
67	洗濯業	68	2	1		71	71	2
68	写真現像業	16	9			25	25	
68の2	病院		3	4		7	7	
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業				1	1	1	
69の3	地方卸売市場	1				1	1	
70の2	自動車分解整備業	10				10	10	
71	自動式車両洗浄施設	108	2	1		111	110	2
71の2	研究・試験・検査機関	1	12		1	14	14	
71の4	産業廃棄物処理施設	4		2		6	6	
71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンによる洗浄施設		1		1	2	2	
72	し尿処理施設	1	2	13	8	24	24	3
73	下水道終末処理施設				7	7	7	
74	特定事業場からの排水の処理施設	2	4			6	5	3
一	指定地域特定施設（浄化槽）	51		5		56	56	
	計	519	81	63	30	693	684	43

※1 業種とは「主たる業種」を示す。

※2 0～50m<sup>3</sup>の「規制対象」欄は、上乘せ基準がかかる事業場及び有害物質を製造、使用、処理、排出する事業場数を示す。

※3 本市において、総量規制基準の対象の事業場はすべて指定地域内に存在する。



イ. 立入調査結果（平成28年度）

① 特定事業場

号番号	業種 <sup>*</sup> 及び施設名	水質立入事業場数	水質調査立入延件数	基準違反場数 事業延	日間平均を超過するおそれのある事業場延件数	違反項目
1の2	畜産農業又はサービス業	27	46	18	5	pH、BOD、SS、T-P、T-N
2	畜産食品製造業	6	8	3		pH、T-P、SS
3	水産食品製造業	2	3	2		pH、BOD、SS
4	野菜、果実原料の保存食品製造業	2	3			
5	みそ、しょう油等製造業					
9	米菓製造業又はこうじ製造業					
11	動物系飼料又は有機質肥料製造業	1	1	1		pH
18の2	冷凍調理食品製造業	1	1			
19	紡績又は繊維製造業	1	1			
23	パルプ、紙又は紙加工品製造業	3	3			
33	合成樹脂製造業	1	1			
47	医薬品製造業	1	1			
53	ガラス又はガラス製品製造業	1	1			
59	砕石業	4	7			
61	鉄鋼業	1	1			
63	金属製品又は機械器具製造業	3	3			
63の3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設	1	1			
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	9	9			
66	電気めっき施設	5	7	2		pH、BOD
66の3	旅館業					
66の5	弁当仕出屋又は弁当製造業	1	2	2		pH、BOD、SS、N-ヘキササン抽出物質
67	洗濯業					
68の2	病院					
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業	1	1			
70の2	自動車分解整備業					
71	自動式車両洗浄施設					
71の2	研究・試験・検査機関	1	1			
71の4	産業廃棄物処理施設					
71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンによる洗浄施設	1	1			
72	し尿処理施設	8	8			
73	下水道終末処理施設	7	7			
74	特定事業場からの排水の処理施設					
—	指定地域特定施設（浄化槽）					
	計	88	117	28	5	

※業種とは「主たる業種」を示す。

② 公害防止協定締結事業場

事業場数	採水立入		指導基準不適合状況		改善指導
	事業場数	検体数	延件数	主な項目	
120	15	16	0	—	0

③ 小規模事業場

事業場数	採水立入		指導基準不適合状況		改善指導
	事業場数	検体数	延件数	主な項目	
43	0	0	0	—	0

ウ. 水質総量規制制度

水質総量削減制度は、広域的な閉鎖性海域（東京湾、伊勢湾、瀬戸内海）の水質汚濁を防止するため、水質汚濁防止法に基づき、化学的酸素要求量(COD)、窒素含有量及びりん含有量に係る汚濁負荷の削減目標量、目標年度等を定め、総合的・計画的な水質保全対策を推進する制度であり、昭和55年度以降、5年ごと7次にわたり総量削減計画を策定し、汚濁負荷量を削減するための取組を行ってきた。

この結果、伊勢湾の汚濁負荷量は着実に減少してきているが、環境基準の達成が未だ十分でないことから、愛知県は、国が定めた総量削減基本方針（平成23年6月15日）を受けて、平成24年2月24日にCOD、窒素含有量及びりん含有量の汚濁負荷量を削減するため第7次総量規制基準を定め、平成24年5月1日より適用することとした。

これにより総量規制の対象となる指定地域内事業場（指定地域内の特定事業場で日平均排水量が50㎡以上のもの）には、COD、窒素含有量及びりん含有量の総量規制基準の遵守義務が課せられている。

①CODに係る総量削減計画の経緯及び削減目標量

平成29年3月31日現在

区分		第1次	第2次	第3次	第4次	第5次	第6次	第7次
総量削減計画策定年月		昭和55年4月	昭和62年5月	平成3年3月	平成8年7月	平成14年7月	平成19年6月	平成24年2月
目標年度		昭和59年度	平成元年度	平成6年度	平成11年度	平成16年度	平成21年度	平成26年度
負荷量 (トン/日)	(前)	172 (昭和54年度)	163 (昭和59年度)	153 (平成元年度)	136 (平成6年度)	122 (平成11年度)	104 (平成16年度)	90 (平成21年度)
	(後)	163 (昭和59年度)	153 (平成元年度)	136 (平成6年度)	122 (平成11年度)	104 (平成16年度)	90 (平成21年度)	82 (平成26年度 の目標)

②窒素含有量に係る総量削減計画の経緯及び削減目標量

区分		第1次	第2次	第3次	第4次	第5次	第6次	第7次
総量削減計画策定年月		昭和55年4月	昭和62年5月	平成3年3月	平成8年7月	平成14年7月	平成19年6月	平成24年2月
目標年度		昭和59年度	平成元年度	平成6年度	平成11年度	平成16年度	平成21年度	平成26年度
負荷量 (トン/日)	(前)	—	—	—	—	78 (平成11年度)	70 (平成16年度)	63 (平成21年度)
	(後)	—	—	—	—	70 (平成16年度)	63 (平成21年度)	62 (平成26年度 の目標)

※第5次より導入

③りん含有量に係る総量削減計画の経緯及び削減目標量

区分		第1次	第2次	第3次	第4次	第5次	第6次	第7次
総量削減計画策定年月		昭和55年4月	昭和62年5月	平成3年3月	平成8年7月	平成14年7月	平成19年6月	平成24年2月
目標年度		昭和59年度	平成元年度	平成6年度	平成11年度	平成16年度	平成21年度	平成26年度
負荷量 (トン/日)	(前)	—	—	—	—	8.7 (平成11年度)	6.1 (平成16年度)	5.0 (平成21年度)
	(後)	—	—	—	—	6.1 (平成16年度)	5.0 (平成21年度)	4.9 (平成26年度 の目標)

※第5次より導入

エ. 小規模事業場排水対策

昭和56年2月、愛知県は水質汚濁防止法対象事業場のうち総量規制の適用されない事業場（日平均排水量が50m<sup>3</sup>未満のもの）等に対して汚濁負荷量の削減を行うため、「小規模事業場等排水対策指導要領」を定めた。平成15年10月より、従来のCODに加え、窒素含有量及びりん含有量の指導値を設定し、対象業種の追加を行った。指導値及び事業場数を下表に示す。

① COD

(平成29年3月31日現在)

項番号	1		2	
区分	特定事業場で日平均排水量が50m <sup>3</sup> 未満のもの		その他のもので日平均排水量が20m <sup>3</sup> 以上のもの	次に掲げる施設を有する事業場等で、日平均排水量が50m <sup>3</sup> 以上のもの (1) 集団給食施設、飲食店の調理施設 (2) 段ボール製造業のコルゲートマシン (3) 惣菜製造業、パン・菓子製造業の洗浄施設 (4) 金属製品等製造業で水溶性油剤を使用する金属工作機械
	県条例による上乗せ排水基準が適用されるもの			
	昭和56年6月30日に現に設置されているもの	昭和56年7月1日以降に設置されているもの		
排水の種類	特定排水		排水	
CODの指導値 (mg/L)	要領付表の業種区分に応じた値 (注)		160	
	表第3欄の(1)の値	表第3欄の(2)の値		
事業場数	18	22	3	0

② 窒素含有量・りん含有量

(平成29年3月31日現在)

項番号	1		2	
区分	特定事業場で日平均排水量が50m <sup>3</sup> 未満のもの		その他のもので日平均排水量が20m <sup>3</sup> 以上のもの	次に掲げる施設を有する事業場等で、日平均排水量が50m <sup>3</sup> 以上のもの (1) 集団給食施設、飲食店の調理施設 (2) 段ボール製造業のコルゲートマシン (3) 惣菜製造業、パン・菓子製造業の洗浄施設 (4) 金属製品等製造業で水溶性油剤を使用する金属工作機械
	県条例による上乗せ排水基準が適用されるもの			
	平成15年3月31日に現に設置されているもの	平成15年4月1日以降に設置されているもの		
排水の種類	特定排水		排水	
窒素含有量 (りん含有量) の指導値 (mg/L)	要領付表の業種区分に応じた値 (注)		120 (16)	
	表第3欄の(1)の値	表第3欄の(2)の値		
事業場数	34	6	3	0

(注) 小規模事業場等排水対策指導要領 (昭和56年2月制定)

オ. 水質汚濁防止法に基づく届出件数（平成28年度）

号番号	業種 <sup>※1</sup> 及び施設名	5-1	5-3		6-1	7	10	10	11-3	14-3	計
		設 置	有害物質 使用	貯 蔵	使 用	構 造 変 更	氏 名 変 更	廃 止	承 継	測 定 手 法	
1の2	畜産農業又はサービス業					2	3	21	5	1	32
2	畜産食料品製造業						2				2
3	水産食料品製造業							1			1
4	野菜、果実原料の保存食料品製造業					1	1	1			3
5	みそ、しょう油等製造業							1			1
9	米菓製造業又はこうじ製造業										0
10	飲料製造業										0
11	動物系飼料又は有機質肥料製造業										0
16	麺類製造業										0
17	豆腐又は煮豆製造業										0
18の2	冷凍調理食品製造業										0
19	紡績又は繊維製造業								1		1
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業										0
21の3	合板製造業										0
22	木材薬品処理業										0
23	パルプ、紙又は紙加工品製造業										0
23の2	新聞業、出版業、印刷業及び製版業										0
33	合成樹脂製造業					1					1
47	医薬品製造業					1					1
53	ガラス又はガラス製品製造業										0
54	セメント製品製造業										0
55	生コンクリート製造業										0
59	砕石業										0
61	鉄鋼業										0
63	金属製品又は機械器具製造業	1						1			2
63の3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設										0
64の2	水道施設						3				3
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	3				4	2	1			10
66	電気めっき施設		1			1		1			3
66の3	旅館業										0
66の4	共同調理場										0
66の5	弁当仕出屋又は弁当製造業	1									1
66の6	飲食業										0
67	洗濯業	1									1
68	写真現像業										0
68の2	病院					2	1	1		2	6
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業										0
69の3	地方卸売市場						1				1
70の2	自動車分解整備業										0
71	自動式車両洗浄施設	2					15	3	1		21
71の2	研究・試験・検査機関						1				1
71の4	産業廃棄物処理施設										0
71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンによる洗浄施設	1				1		1			3
72	し尿処理施設					2	4			2	8
73	下水道終末処理施設					3	3				6
74	特定事業場からの排水の処理施設						1				1
—	指定地域特定施設（浄化槽）						2	2	1		5
—	有害物質指定貯蔵施設のみ										0
	計	9	1	0	0	18	39	34	7	6	114

※1 業種とは「主たる業種」を示す。